

取扱区分：「公開」

令和6年第1回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和6年1月10日(水) 10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和6年第1回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年1月10日(水) 午前10時00分 ~ 午前10時50分

2 場 所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 18人

2番	歳光時正	3番	野村邦幸
4番	重永正人	5番	佐伯伴章
6番	笠井保雄	7番	河内邦雄
8番	藤原典子	9番	佐伯信治
10番	高橋 恵	11番	秋貞啓子
12番	藤井 孝	13番	山下敏彦
14番	瀧山美智子	15番	市川 進
16番	有馬俊雅	17番	兼重 智
18番	田中榮作	19番	白石純治

(2) 欠席委員 1人

1番 林 俊一

(3) 事務局職員 4人

局 長	中山浩毅	次 長	杉岡清伸
次長補佐	神本和典	書 記	足達剛志

(4) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	9件

第3 報告事項

報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	13件
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	3件
報告第3号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について	1件
報告第4号	現況が農地でないことの証明等について	8件

中山事務局長

皆さん、あけましておめでとうございます。

本年も、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきましては、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、19人中18人で、周南市農業委員会総会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、1番・林俊一委員の1人で、周南市農業委員会総会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案の正誤表を配付しておりますので、よろしく願いします。

また、議案等についての発言の際は、着席のままをお願いいたします。

それでは、議長よろしく願いします。

開会（午前10時00分）

議長（山下会長）

改めまして、皆さん、あけましておめでとうございます。

本年も、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただ今より令和6年第1回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会総会会議規則第25条第3項に規定された議事録署名委員は、議長より指名することに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議長より指名いたします。

14番・瀧山美智子委員、15番・市川進委員のご両名にお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1ページの議案第1号は、1議案2件です。

番号1番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、畑1筆の面積が73平方メートルで、申請譲受人が耕作している農地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠方に居住しており耕作困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、イチジク等の果樹を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

6番笠井委員

6番、笠井です。

1番について、去る12月14日に推進委員と事務局職員とともに現地確認をしました。

申請人とは事前に相談を受け、意思確認、内容確認をしました。

申請内容については事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地は国道2号に面していて、昭和40年代に国道2号が建設され分断された狭小の農地です。

それ以降、譲渡人は遠隔地に住んでいるため、耕作が困難なため休耕されていました。

その後、今回の譲受人が隣接農地の所有者であることから、定期的に草を刈って農地管理されていました。

譲渡人は今後も耕作が困難なために、隣接農地の所有者である譲受人に譲渡することにしたとのことです。

譲受人は譲渡人から譲渡の話があり、規模拡大のため譲り受けることにしたとのことです。

譲受人は自作農地へ野菜、果樹を栽培されていて、草も刈ってよく管理されていました。

調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第1号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号1番は、許可と決定いたします。

議案第1号、番号2番につきましては、12番・藤井孝（ふじい

議長（山下会長）

たかし) 委員が当事者になります。

議事参与の制限を定めた農業委員会等に関する法律第31条第1項及び周南市農業委員会総会会議規則第19条の規定により、藤井委員は議事に参与することができませんので、退席をお願いします。

(藤井委員退席)

議長 (山下会長)

それでは、議案第1号、番号2番を議題といたします
事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

番号2番についてご説明いたします。

所在、地目は記載のとおりで、田1筆の面積が985平方メートルで、申請譲受人が耕作している農地に隣接する農地です。

権利移動は、所有権移転で、譲渡人は遠方に居住しており、高齢で耕作困難なため譲り渡すものです。

譲受人は、利用権の設定を受けて申請地を耕作しており、水稻や牧草を栽培するため譲り受けるものです。

農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可要件には該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの許可要件を全て満たしております。

以上でございます。

議長 (山下会長)

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の藤井委員に代わって私が現地調査をしましたので、その結果及び補足説明をいたします。

去る12月20日に、申請譲受人立会いの下、農地利用最適化推進委員及び事務局職員と共に現地を確認いたしました。

市外に居住する申請譲渡人とは、その日のうちに、電話にて売買の意思を確認いたしました。

申請地は、一級河川島地川の右岸に位置し、下流部、上流部とも

に申請譲受人の所有する農地に接し、その間に挟まれた土地で、今まで申請譲受人が利用権設定により水稲及び牧草を耕作されていましたが、所有権移転後も、同様に耕作を続けるとのことでした。

現地調査では、申請譲受人又はその世帯員等が権利を所有している農地等について、耕作状況の調査も行いましたが、遊休農地又は再生利用が困難な農地はなく、いずれの土地も耕作されていました。

なお、市外には権利を所有している農地等はありませんでした。

以上の申請譲受人の保有農地等の耕作等の状況、申請地の耕作の確実性や経営規模、作付作目等を踏まえて、機械が十分に確保され、労働力が十分に確保され、技術が十分にあることから、全部効率利用要件は満たしていることを確認いたしました。

その他の基本要件も満たしており特に問題ないと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

ただ今の議案第1号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第1号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第1号、番号2番は、許可と決定いたします。

藤井委員は、ご着席ください。

(藤井委員着席)

続きまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

杉岡事務局次長

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

2 ページの議案第 2 号は、1 議案 2 件です。

番号 1 番についてご説明いたします。

本件は、昨年の10月10日に開催の令和 5 年第11回総会における、議案第47号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定による農業振興地域整備計画の変更（除外）に係る意見聴取について」の番号 5 番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたものです。

その後、市長から、令和 5 年12月12日付けで農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

所有者の介助や、デイサービス利用の際の車の駐車スペース、車両の回転、介護等をする家族の部屋の確保や必要な農業用の倉庫のために、転用を申請するものです。

このうち、家屋の増築は昭和58年頃に、進入路は平成 5 年頃に既に転用していたものです。

このことについては、顛末書が提出され、今後は農地法を遵守するとのことでした。

申請地は、四熊市民センターから北へ約900メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の 1 ページから 6 ページのとおりです。

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

土地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、農用地区域内農地の転用であるため、常設審議委

員会の意見聴取事案になります。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

重永委員

4番重永委員

4番の重永です。

番号1番について補足説明をいたします。

本案件は令和5年第11回農業委員会で審議可決されました「農業振興地域整備計画の変更」に伴う申請です。

去る12月25日に推進委員、事務局職員とともに現地を確認し、1月5日に申請人の成年後見人に電話で意思の確認をいたしました。

申請地の位置、申請内容については事務局の説明のとおり間違いありません。

要介護者である申請人の申請地に隣接する家族居宅の増築、公道からの進入路や介護車両、自家用車両の駐車場の確保を行うものであり、生活上の利便性の観点から、現在の住居の隣接地で整備を行う必要があるというものです。

ただ、農地法の規定の十分な認識がなかったとはいえ、既に、数十年前に住居の増築、進入路の整備を許可なく行っております。

このことについては、深く反省しており、今後は農業委員会の指導を踏まえ、農地法及び法令等を遵守していくとのことです。

今回、被害防除計画書や調査項目に従って調査いたしましたが、問題はなく、周辺農地や施設に支障を及ぼす恐れもないと思われま

す。
また、提出書類も揃っており、転用の確実性が認められ、問題はないと思われま

す。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号1番について質疑を行います。
ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号1番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後とすることにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号1番は、許可相当で、許可の施行は農用地区域除外後と決定いたします。

なお、常設審議委員会の開催前に、農用地区域除外の決定があったときは、常設審議委員会の意見を求めず、許可とすることを申し添えておきます。

続きまして、議案第2号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番につきましてご説明いたします。

本件の農地のうち429平方メートルの農地は、番号1番と同様に、令和5年議案第47号の番号2番として、農用地区域から除外することについての審議に基づき、市長に、「異議がない」旨の答申をしたもので、その後、市長から、農業振興地域整備計画の変更の内定の通知があったものです。

高齢で管理ができないため、植林で管理をしようとするものです。

申請地は、鹿野中学校から南西へ約4,900メートルに位置し、所在、地目、地積は、記載のとおりで、位置図、現地写真、公図は、参考資料の7ページから12ページのとおりです。

杉岡事務局次長

農用地区域除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に、ほかの一筆の農地も同様に第2種農地に該当します。

土地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましても、事業計画書、資金計画書、被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、本件は、面積が30アールを超える農地の転用であるため、常設審議委員会の意見聴取事案になります。

また、転用の許可は農用地区域除外後の施行となります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番市川委員

15番、市川です。

番号2番について、去る12月25日に推進委員、事務局職員と現地確認をいたしました。

また、申請人とは電話にて意思確認をしました。

申請地の位置、申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

申請地の状況については、申請地は2辺が川と山際に面していて、他の農地又は施設の機能に支障を及ぼす恐れはない農地です。

昨年まで耕作されてきました。

譲渡人は高齢で農地の管理ができないため、植林したいとのことです。

調査項目に従って調査をしましたが、日照など、周辺農地に与える影響もなく、提出書類も揃っていて問題ないと思われま

す。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第2号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第2号、番号2番について、採決を行います。

本件は、常設審議委員会から「許可が適当である」旨の回答があれば、許可とし、その施行は農用地区域除外後とすることに
異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第2号、番号2番は、許可相当で、
許可の施行は農用地区域除外後と決定いたします。

続きまして、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

3ページから5ページの議案第3号は、1議案9件です。

番号1番につきましてご説明します。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積418.67平方メートル、パネル枚数162枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作する予定がなかったことから、譲受人に譲り渡す
ものです。

申請地は、戸田駅から南約340メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の13ページから16ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

議長（山下会長）

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号1番について補足説明をいたします。

譲受人は太陽光パネルを設置するということで適地を探していたところ、申請地が最適であるということで申請をされました。

12月22日に推進委員、事務局職員と私で現地の確認をしました。

現地は既に耕作されておらず、近隣の家の方にも既に説明してあり、了解済みであることが確認されました。

12月24日に双方の代理人へも電話にて確認しましたが、問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号1番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号2番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号2番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積439.35平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、今後耕作する予定もないことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西高速自動車国道出口から南東へ約550メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の17ページから21ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号2番について補足説明をします。

譲受人は太陽光パネルを設置する場所を探していて、申請地が適していたので譲り受けることにしたということです。

譲渡人は申請地を昨年までは耕作していたが、今後は耕作する予定がないということで、譲受人から譲ってほしいと申し入れがあり、譲り渡すことにしたということです。

12月22日に推進委員、事務局職員と私で現地の確認に行きました。

現地は耕作後でありましたが、今後は耕作の予定がないということでした。

近隣の土地には影響があるとは思いませんでした。

12月24日に双方の代理人である行政書士へ確認したところ、問題ないと思われま

議長（山下会長）

ご審議のほどよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号3番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積439.35平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、今後耕作する予定もないことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西高速自動車国道出口から南東へ約530メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の22ページから26ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号3番について補足説明をします。

場所は番号2番と隣接する土地になります。

既に耕作されておらず、譲受人は太陽光パネルを設置する場所に適しているということで、譲渡人は今後耕作する予定がなかったので譲受人に譲り渡すことにしたそうです。

12月22日に推進委員、事務局職員と私で現地を確認しました。

現地は番号2番の土地と隣接しており、太陽光パネルが設置されても近隣の土地に影響があるようには思えませんでした。

12月24日に双方の代理人である行政書士の方に確認を取ったところ、問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号4番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積403.16平方メートル、パネル枚数156枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理することが困難となったことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西高速自動車国道出口から西へ約460メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の27ページから31ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

瀧山委員

14番瀧山委員

14番の瀧山です。

番号4番について補足説明をします。

譲受人は太陽光パネルを設置する場所を探していて、申請地が適していたので譲り受けることにしました。

譲渡人は相続によって農地を所有していますが、農地として維持管理することが困難になったため譲受人に譲り渡すことにしました。

12月22日に推進委員、事務局職員と私で現地を確認しました。

既に耕作はされておらず、近隣の農地にも特に影響があるようには見えませんでした。

申請地からしか水を引けない田があり、その田の所有者に確認をしたところ耕作はしないということで、水に関しても大丈夫だということを確認しました。

周りの家の方にも既に説明等をされているとのことなので、問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号5番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積408.33平方メートル、パネル枚数158枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、今後耕作する予定もないことから譲受人に譲り渡すものです。

あわせて、隣接する非農地の74平方メートルの土地を進入路とし

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

て譲渡するとのことで、全体面積は1,800平方メートルとなります。

申請地は、鹿野博愛診療所から西へ約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の32ページから35ページのとおりです。

農地区分は、沿道に水道管及び下水道管が埋設され、鹿野中学校から約400メートル、鹿野博愛診療所から約300メートルとおおむねこれらの施設から500メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明について、説明原稿を提出していただいておりますので、事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

1番の林委員からお預かりしている説明原稿を代読させていただきます。

番号5番について補足説明いたします。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による権利移動許可申請になります。

去る12月22日に推進委員と事務局職員で、現地確認をしました。

その後、双方には電話にて意思確認をいたしました。

現地は去年まで水稲が作付けされており、きれいに耕作されておりました。

譲渡人は高齢で耕作する予定がなかったところ、譲受人からぜひ譲ってほしいとの強い希望があり譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は太陽光パネルを設置するのに適した土地をさがしていたところ、申請地が最適であるので譲り受けたいとのことです。

スーパーの横ではありますが、近隣の住民の説明もされ、草刈り

は年2回行うとのこととです。

必要な書類も完備されており、何ら問題もないと思われま

ご審議のほどよろしくおねがいします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

野村委員

3番野村委員

この辺りで、ほ場整備などの話はありますか。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

申請地の辺りでは、ほ場整備などの話は聞いておりません。

議長（山下会長）

野村委員

3番野村委員

わかりました。

議長（山下会長）

総会の開催案内通知にも記載しておりますが、事前にお送りして
おります議案の内容に疑問点等がありましたら、回答の準備をいた
しますので、事前に事務局までお知らせいただきますようお願い
いたします。

他に、ご意見、ご質問は、ございませんか。

他に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号、番号5番は、許可と決定
いたします。

続きまして、議案第3号、番号6番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

まず、この番号6番から番号9番までの4件の転用案件は、い
ずれも、申請譲受人が太陽光発電設備を設置した後に、土地を所有し

たまま、太陽光発電設備を転売するものでございます。

このことに関して、山口県から本日お配りした参考資料の提供がありました。

これを踏まえると、転売の計画自体の現実性が認められれば許可となるものと考えます。

それでは番号6番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地を購入し、パネル設置面積402.99平方メートル、パネル枚数156枚、発電出力は49.5キロワット1基を設置するなどした後、太陽光発電設備は転売しようとするものです。

譲渡人は、維持管理することが困難となったことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野博愛診療所から南東へ約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の37ページから40ページのとおりです。

農地区分は、沿道に水道管及び下水道管が埋設され、鹿野中学校から約530メートル、鹿野博愛診療所から約200メートルとおおむねこれらの施設から500メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番市川委員

15番、市川です。

番号6番について、去る12月25日に推進委員と事務局職員とともに現地確認をいたしました。

また、申請人とは電話にて意思確認をしました。

内容については事務局の説明のとおりです。

補足説明として、市道上の段縦線沿いの農地です。

申請地及び譲渡人の状況等については、現況は雑草が生えていました。

譲渡人は5年くらい前から休耕されていますが、年数回は草刈りを行い維持管理されていました。

しかし、高齢となり、今後も耕作することができず、後継者もないため譲受人に売却することにしたとのことです。

譲受人は太陽光発電事業者で適地を探していたところ、休耕している農地があったため購入することにしたとのことです。

申請地の周辺の農地への影響については、水路など周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々には事前に計画を説明し、了解を得たとのことです。

そのほか、調査項目に従って調査しましたが問題ないと思われま

す。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号7番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号7番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地を購入し、パネル設置面積382.32平方メートル、パネル枚数148枚、発電出力は49.5キロワット1基を設置するなどした後、太陽光発電設備は転売しようとするものです。

譲渡人は、維持管理することが困難となったことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野博愛診療所から南東へ約160メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の41ページから44ページのとおりです。

農地区分は、沿道に水道管及び下水道管が埋設され、鹿野中学校から約460メートル、鹿野博愛診療所から約160メートルとおおむねこれらの施設から500メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番市川委員

15番、市川です。

番号7番について、去る12月25日に推進委員と事務局とともに現地確認をいたしました。

補足説明については議案第3号番号6番と隣接し申請人等同じため、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号7番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第3号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号8番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号8番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地を購入し、パネル設置面積299.66平方メートル、パネル枚数116枚、発電出力は49.5キロワット1基を設置するなどした後、太陽光発電設備は転売しようとするものです。

譲渡人は、維持管理することが困難となったことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野博愛診療所から南東へ約120メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は、参考資料の45ページから48ページのとおりです。

農地区分は、沿道に水道管及び下水道管が埋設され、鹿野中学校から約430メートル、鹿野博愛診療所から約120メートルとおおむねこれらの施設から500メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

15番市川委員

市川委員

15番、市川です。

番号8番について、去る12月25日に推進委員、事務局職員とともに現地確認をいたしました。

補足説明については、番号7番と隣接し申請人等同じため、説明を省略させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号8番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第3号、番号9番を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号9番につきましてご説明いたします。

申請譲受人は、申請地を購入し、パネル設置面積382.32平方メートル、パネル枚数148枚、発電出力は49.5キロワット1基を設置するなどした後、太陽光発電設備は転売しようとするものです。

譲渡人は、維持管理することが困難となったことから譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野博愛診療所から南東へ約300メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土

地利用計画図は、参考資料の49ページから52ページのとおりです。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

土地の代替性はなく、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

市川委員

15番市川委員

15番、市川です。

番号9番について、去る12月25日に推進委員と事務局職員で現地確認をいたしました。

また、申請人とは電話にて意思確認をしました。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

補足説明として、県道徳山徳地線沿いの農地です。

該当地及び譲渡人の状況等については、現況は雑草が生えていました。

申請人は10年くらい休耕していますが、年数回、草刈りを行い維持管理されてきました。

しかし、高齢となり今後も耕作することができず、後継者もいないため譲受人に売却することにしたとのことです。

譲受人の状況については、譲受人は太陽光発電事業者で、適地を探していたところ、休耕している農地があったため、購入することにしたとのことです。

周辺農地への影響については、水路など周辺農地への影響は問題ないと考えます。

なお、隣接地の土地所有者や耕作者など影響があると思われる方々には事前に計画を説明し、了解を得たとのことです。

その他、調査項目に従って調査しましたが、問題ないと思われま

す。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、議案第3号、番号9番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号、番号9番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第3号、番号9番は、許可と決定いたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページから11ページの報告第1号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は13件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第1号を終わります。

続きまして、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

12ページの報告第2号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第2号を終わります。

続きまして、報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

13ページの報告第3号ですが、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び農地法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならない、とされているもので、今回は1件です。

添付書類も完備されており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第3号を終わります。

続きまして、報告第4号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページから16ページの報告第4号は、周南市農業委員会非農

地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員 3 人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員 3 人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したので、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は 8 件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号 4 番の農振農用地の土地は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第 2 項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第 4 号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和 6 年第 1 回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前 10 時 50 分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し議長及び署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和6年1月10日

周南市農業委員会

議長（会長） 山 下 敏 彦

署名委員 瀧 山 美智子

署名委員 市 川 進